労働

ステムと行動様式

産業優先から福

転換することで

所

出

あり、

第 1

の基軸は、

社会経済シ

働くものと県民のためのシンクタンク

労 〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1コハラサウスサイドビル7F TEL:054-287-1293 FAX:054-286-7973 TEL:054-287-1293 FAX:054-2 E-mail:kenpyo@mail.wbs.ne.jp http//shizuokaroken.cool.ne.jp/ 益を上げる一方、 となりそうです。 をとなり、 あけまし

働

研

働者は、 年も下がり続け、 大きな波となってきました。 万円以下のワーキング・プアとなり 貧困」問題は社会的な問題として ネットカフェ難民」等といわれ、 憲法25条を輝くものとするために 1023万人が年収200

出

保障プランについて、日本労働組合 かいに資することができればと思っ されていない点もありこれを契機に と考えています。労働運動における からの労働運動の資料に役立つもの ランを研究課題として取上げました。 や方向性を追究しました。 済団体の社会保障制度に対する政策 ています。 友会の社会保障プランを発表し、 ように頑張りたいと願っています。 ただきました。 これらを比較研究することは、これ ぜて、 [連合 (連合)を取上げ発表してい |会保障については、あまり重要視 れを受けて労働団体の社会保障プ さて、 これからの社会保障のたた 労働組合の皆さんが関心を 前回は日本経団連と経済同 今回は、労働団体の社会 今回は、 経 戦略は、

|本的考え方について次のように報 本的な考え方として、 た「21世紀社会保障ビジョン」 中澤主任研究員は、02年に発表さ ・連合「21世紀社会保障ビジョン」 3つの基軸 の

総選挙の年といわれ、激動の夜明け 広汎な運動こそ求められる年である 年の参議院選挙は、 めでとうございます 団体の社会保障プラン 今年は衆議院解散含みの 報告者:中澤秀一主任研究員 とりわけ非正規労 労働者の賃金は10 大企業の莫大な利 自公の惨敗 は える。 える ます。 る人にくらしの「安心」 ま す。 ある。 き役割として、 社会への戦略を次の5つを上げてい 会 子どもが健やかにのびやかに育つ社 を尊重しあう社会づくり。 第2の柱は、 を展望すること、 隌 の 象とした安心を保障する普遍的なも !の能動的な役割をふまえて、将来 弱者」 その具体的な方向として、 転換する。 子供を安心して生み育てられ、 を目指すことを掲げています。 (自己決定のために)。第3の 第2の戦略は、 そして、 第1の戦略は、 第2の基 06年10月27日 救済から、 (金) 働くことの意義と価値 第3の基軸は、 第1の柱は、あらゆ 社会保障の果たすべ であると述べてい 祉・社会保障重視 は、システムを すべての人を対

を保障する。

第3の柱

残りは健保全体で負担する。

給付は家族を含め8割

保険料は

本人が2

す る。 Ιţ 権から解放する。第4の戦略は、 とり)、 競争至上主義」から決別する(ゆ 2構築のための基本理念は、 としています。 男中心」のシステムから脱却 (均衡社会)。 第5の戦略

とです。この中での社会保障の運営 合意を形成し、 ے ح 基礎とした給付のあり方へ移行する 遍主義 = 特定の「弱者」に対する選 政府から分離し、 主体について説明しますと、 者が制度の運営主体として参加し、 本人の「必要」と「選択」の権利を こと。 民を対象とするシステムへ移行する 別的給付システムから、 に移すこと。 の統合を視野に入れつつ、 参加と責任= 受給者と負担 措置制度から脱却= 受給者 (仮称「社会保障基金」 さらに、 責任を分かち合うこ 社会保障関係諸制 管理運営には すべての住 独立し 運営を

> また、 わる。 受給者と負担者はその時々で入れ替 役の相対人数が減少しても生産性の 後続世代は、先行世代より軽くなる 間の負担を比較することは出来ない。 動と社会保障の関連でみますと、 大することは、 上昇が伴えば制度は持続可能である。 なかった給付を受ける面もある。 負担もあるし、 会保障の負担だけを切り離して世代 い支えあうことです。これを人口変 参加し協力すること。 に寄与することにもなる。 女性や高齢者の就業機会を拡 その関係を社会全体で認め合 社会保障の基盤安定 先行世代が受け取れ 社 現 IJ 若

·個別制度

2

酬比例とする。 6分の1は事業主負担とし、支給額 3分の1は目的間接税(税率3%)、 は月額7万円とする。 年金制度...基礎年金は、 財源は2分の1を 2階部分は報 一般財源で、 税方式と

給付対象は全年齢、全事由

保険料は、高齢者も含め

その際、

国

被保険者を20歳以上に拡

現行の社会保険方式

生活空間を変

生活時間を変

めざす

険の2本建てを前提とし、 歳以上の本人負担は1割とし、 は本人、家族ともに2割負担。 負担は5割とする。 者医療は「突き抜け方式」 医療保険.. 被用者保険と地域保 窓口負担 注、 高齢 公 費 70

る

障害者福祉は介護保険

現役サラリーマンで面倒を見る「突 増えるとして、 字組合や解散せざるを得ない組合が 組合(健保組合)は、このままだと赤 ラリーマンなどが加入する健康保険 き抜け方式」という改革案を示した。 注「突き抜け方式」... 大企業のサ サラリー マンOBは

労使をはじめ関係者代表が民主的に 社会連帯= 分 の 1、 医療費を欧米並みの3倍程度まで改 担とし、国保と被用者保険集団の高 70歳以上の医療給付費の5割は公費負 全体の保険料率を適用し、 は 6 5 3 500であるのに対して、 行う(ちなみに、 期間が通算で25年以上の本人及び扶 療制度については、対象は被保険者 善することを前提として制度改革を 70歳以上は9割にする。 養家族とし、 の医療費は、 医療費の無駄や非効率性を排除し、 い人に対する高齢者1人当たりの

,000円)。

65歳未満は157

65 歳以上 高齢者医

03年度の1人当た

社会保

ていきます。 それではここの制度につい て述べ と労使で構成する第3者機関を中央 齢者比率で按分とし、 と各都道府県に設置する。

制度に統合す 所得比例の定率とする。 大する。 担とする。 保加入者や年金受給者は半額公費負 とする。 を維持し、

土地を公共的な財産とし利

服申し立ての出来る第3者機関の設置 身の狭い)をなくし、国民が安心し 生活保護制度... 者に対して社会保険料を免除し、 本人の意思により適用可能とする。 で負担する。 ト・派遣労働者の雇用保険加入は、 て利用できる制度に改善する。 な教育訓練の機会を整備する。 雇用保険.. 医療券」制度の廃止。 再就職に向けた多様 スティグマ感 (肩 定以上の長期失業 八 「

け改革の方向性に 制度の概略を報告され、 に引き上げる。 児童手当... このように「連合」 1人当たり月額1万円 うい の6つの個別 て次のように 具体化に向

> えることです。 の量の拡大とともに質の向上が必要 すべきである。 資産格差の実態を考慮しながら検討 ら具体的な制度設計を考えること。 制度自体が多様な働き方に対応して を回避する一部使用者の動きもあり、 うにすること。これは社会保険負担 の働く人に社会保険が適用され 社会保障も持続可能なものとなる。 業機会を保障する社会であってこそ、 再構築が必要になってくる。 な人に必要な給付を確保する観点か いないことである。 である。 世帯単位」から「個人単位」 高齢者負担については、所得・ 第5点は、全ての人々に就 第4点は、サービス まず第1点は、 第2点は、 第 3 点 必要 への るよ

3 ・社会保障と労働運動 社会保障は「助け合い」 のシス

運営は保険者

組合の果たすべき課題を4点に絞って 求められる」と「連合」はこのよう 働組合は中心的な役割を担うことを 労働組合の力である。この「社会保 働組合の原点であり、「連帯」こそ 次のように提起しています。 障ビジョン」を実現する上でも、 である。 テムであり、その基本は「社会連帯」 に述べています。 このことから労働 まさに「助け合い」こそ労 労

労働組合の果たすべき課題

国

助 づくりを推進する。 組織と連携した地域コミュニティの領域を拡大していく、 市民や 保険完全適用を進めること、 社会保障費の使途をチェックする と「自助」の間にある「共助」 非典型労働者に対する社会 「 公 I NPO

不

た。 次回において全労連の社会保障プラ の社会保障プランについての発表を 全労連との比較検討もできないため、 終えました。討論は、「連合」のみ の発表で検討することになりまし 以上、中澤主任研究員は「連 経済団体との比較はできても



提起しています。

改革の方向性は、

5つの視点で捉

労働団体の社会保障プラン

報告者:中澤秀一主任研究員

平井哲史氏 (東京法律事務所... 所報N) 契約法、労働時間法制に関わる論点」 県評、安健センターとの共催で「労働 の労働問題セミナーの開催、12月には、 15掲載)の講演を開催し、 昨年の10月の研究会以降、 07年春闘へ 11月は秋

究員に引き続き発表していただきまし 全労連の社会保障プランを中澤主任研 の社会保障プランの方向を再認識し、 回までに発表された経済団体と「連合」 の取組みに弾みをつけた。 研究会は、この間2ヶ月延期され前

1 全労連の社会保障プラン ·小泉「社会保障構造改革」 に対する全労連の見解

働者・国民の代表が1人もいない場で社 会保障のあり方や方向性が議論され、決 た提案がなされ、ほぼその提案通りに 心とする財界の主張・要求をベースにし 保障構造改革」に対する日本経団連を中 定されていることに問題を投げかけてい 「見直し」が決定されていると述べ、労 中澤主任研究員は、初めに小泉「社会

す。ここでは、社会保障の「見直し」自 体には重要な意義があるとしているもの など)、御用学者などで構成されていま 洗日本経団連会長や丹羽伊藤忠商事会長 田日本経団連会長は交代し、現在は御手 を基本としています。「 経済財政諮問会 あると明言し、つまり、「自立・自助」 上のリスクを互いに分担する仕組み」で とは、「自助努力では賄いきれない生活 べています。 と要求を反映しているか否かであると述 の、問題は民主的に労働者や国民の願い 議」のメンバーは、小泉首相と財界 (奥 に向けて」(04年)では、社会保障制度 日本経団連の「社会保障の一体的改革

そこで、全労連では、「競争が奨励さ

多くの社会的資源を前提に活動している

【二階部分(拠出制年金】について、

業は企業活動を担う労働力、電力・ガス・

水道、道路、港湾・空港、情報通信など

07年1月19日 (金) だれもが人間らしく生き働 言われるような社会は 等が拡大し、平然と 『勝ち組・負け組』が 社会的格差・不平

めざされるべき」といっています。 ける「安心・平等・平和な社会」こそが 異常であり 本的権利である」としています。 権として確立している労働者、国民の基 であり、憲法25条の生存権をはじめ社会 民に対してその生活を保障する。所得の 2 ・全労連の考える「社会保障とは」 社会保障の定義として、まず「国が国 、現物給付やサービスなどの諸制度

きい」と位置づけています。 任は国であり、自治体、企業の責任も大 代に逆行している。社会保障に対する責 『自立・自助』論、『自己責任』論は時 されてきている。財界などが主張する はなくてはならない生活基盤として整備 自助では対応できないことから社会保障 的に生じる失業や貧困などにより自立・ 初期) としているが資本主義社会の必然 助を基本的な生活原理(資本主義社会の 続いて、「資本主義社会は、自立・自

政党助成金等の歳出の見直し、などが国 被保険者の保険料、企業負担、国庫によ 矛盾・対立する、 配分によって平等化を進める社会保障と ある消費税を財源にすることは、所得再 るべきでない。 逆進性が強く大衆課税で は逆進性が強く、社会保障の財源を求め 化、大企業優遇税制の是正等、 国家責任で実施すべきことは、 ついて報告をしていきます。まず、(1) 家責任として掲げられています。 会保険適用の拡大 (パートなどへの拡大)、 の累進課税強化、法人税等の企業課税強 (2)企業の社会的責任としては、「企 そこで国家責任と企業の社会的責任に 利用料や応益負担の原則廃止(財源は 公共事業費、 非正規労働者への社 防衛費、 所得税

な見解を示しています。 立こそが喫急に必要である」とこのよう れている。そのためには、全額国庫負担 ある」と言っています。このように全労 なくとも先進諸国並みの負担をすべきで 社会的存在であり、事業活動と利益から の公的年金制度を実現することが求めら 金問題などを解決する『みんなが安心』 る無年金者や低年金者の問題、女性の年 3 ・全労連の「年金制度」に関する見解 社会保障制度の充実を求めています。 連では、国家責任と企業の社会的責任で 業主負担は国際的にみて異常に低い。少 責任がある」とし、さらに、「日本の事 税負担を通じて社会保障を支える社会的 (税方式)による最低保障年金制度の創 年金制度へは、「年金空洞化、増大す

00億円が必要。 最低保障年金創設の財源は、 から「拠出金」に改め、事業規模に応じ 則として60歳から支給する。3点は、最 国庫負担により、日本に在住する全ての 4点に集約されています。 1点は、全額 部分(最低保障年金)】について、次の 具体的に提起されていますのは、【一階 の実現をめざした運動を展開しています。 が優先課題であるとして、「みんなが安 方式の年金の二階建ての年金制度の構築 の一元化よりも最低保障年金と所得比例 厚生年金と共済年金(さらに国民年金と) 所では免除・軽減措置を実施)。 4点は、 現行の事業主負担の一定部分を「保険料」 低保障年金への事業主負担については、 人に支給する。2点は、月額7万円を原 心」の公的年金制度= 最低保障年金制度 て算定した額を国に納める (小規模事業 いま、政府、財界などで言われている 約10兆43

制不足から生じる地域医療の衰退があり、

講師:仲野組子氏

(同志社大非常勤講師)

全労連では抜本的な要求を提起していま

く国内に在住する20歳以上60歳未満の人 国民年金は、被用者年金の被保険者を除 支給開始年齢は6歳からとする。6点は、 5、労働者3、国2)とする。5点は、 者3(中小零細企業については、事業主 保険料の労使負担割合は事業主7、労働 8%を上回らないようにする。 4点は、 料制に改める、などとしています。 を対象とし、保険料は所得に応じた保険 とする。 3点は、保険料率は、13.5 態・期間を問わず、全ての使用者を対象 する。2点は、被用者年金は、雇用の形 あたっては、民主的な運営委員会を設置 金及び共済年金)を上乗せする。運営に 分に国民年金及びに被用者年金 (厚生年 の6点に集約されます。1点は、二階部

られている。それは、国が政策課題とし 抑制のもとで医師、看護師などの人員体 医療の荒廃を招いている」とし、医療費 してきた政府の医療政策の展開が現在の 及されてきた『効率』は往々にして相反 る国づくりをめざすことでもある」、 強め、国民の総意によって必要な財源を 次のように基本的な見解になっています。 するものになっており、経済効率を優先 「『患者サービスの向上』と、この間追 だれもが』良い医療を安心して受けられ 確保するとともに『いつでも、どこでも、 ての『健康』と『医療』への位置づけを 確立へ医療政策の転換を図ることが求め 責任を明確にし、患者・国民本位の医療 「憲法25条に沿って、健康に対する国の 4.「医療制度」に関する見解 次に医療制度についてみていきますと

担の増額による医療保険制度の充実を図 となり、国民健康保険等に対する国庫負 ること。 高齢者医療制度の創設でなく、国が主体 「医療制度改革」に対する全労連の要 高齢者の自己負担や保険料による

次 管理性や国の予算削減などではなく、 経済指数にあわせた医療費の伸び率 玉

策の基本とすること 民に必要な医療を提供することを医療政

給付されること。 にとって必要なものが公的保険ですべて 患者食や療養のための病室など、患者

確立すること。 の人員体制が保障される診療報酬体系を 株式会社の医療経営参入や経済効率

療と、それを提供する医師、看護師など

患者のいのちと安全確保に必要な医

診療報酬の包括化や混合診療ではな

の医療・福祉ネットワークの確立ととも 優先の医療提供体制再編ではなく、地域 述べて発表を終了しました。 『安全・安心』の医療と看護が受けられ る医療提供体制を確立することであると に、いつでも、どこでも、だれもが、

(文責 片桐)

今後の日程

学習講演会「アメリカ合衆国の格差と 4月5日(土)13:00~ 3月21日(金)18:30~ 2月15日(金)18:30~ 生活保護と年金 現場からの報告 会場:静岡県評会議室 第40回定例研究会 会場:静岡労政会館5 F 第40回定例研究会 貧困のたたかい」

会場:県産業経済会館3F 第1会議室

